

実践メニューの効果的展開に係る協力事業者募集選定要領

（目的）

第1条 この要領は、天草地域雇用創出協議会（以下「協議会」という。）が主体となつて行う、天草地域の資源を活かした売上拡大、利益率向上、そして、雇用拡大につながる商品・料理メニュー・体験メニューの開発、ユニバーサルツーリズムの推進、地域の稼ぐ力の創出、サイクリングによる着地型観光の推進、観光の裾野拡大や人材確保を目指したデータベース化の効果的な展開と円滑な手続き、そして、地域事業者の雇用創出に資することを目的として定める。

（募集する協力事業者）

第2条 募集する協力事業者は、本事業が厚生労働省の実践型地域雇用創造事業であること及び本メニューの主旨を理解し、協議会に対して協力的で、天草地域（天草市、上天草市、苓北町）で雇用拡大の意欲のある事業者、並びに、天草地域の雇用拡大に寄与する意欲のある事業者とする。

（募集方法）

第3条 協議会は、支援してほしい事柄を明示したうえで、協議会ホームページ、チラシ・ポスター等の広報媒体にて、協力事業者を募るものとする。

（募集期間）

第4条 協力事業者の募集期間は、本要領の施行日から本事業終了時点までの間とする。

（協力事業者への申込み）

第5条 協力事業者への申込みに当たっては、以下の項目を備えなければならない。

- （1）事業所名・代表者氏名
- （2）事業所 所在地
- （3）電話番号
- （4）担当者名
- （5）取組を希望する分野（観光振興・6次産業化）

（申込者へのヒアリング）

第6条 協議会は、第5条の項目を備えた申込みがあった場合はヒアリングを実施し、以下の項目について確認を行う。

- （1）第2条の要件を満たす事業者であること
- （2）申込者が協議会に対して支援可能な事柄が有効であること
- （3）暴力団密接関係者でないこと

(審査)

第7条 協議会は、様式1により、申込項目・内容を審査する。

(審査結果の通知)

第8条 協議会は、前条による審査結果を申込者に対してのみ、様式2による通知もしくは連絡先への連絡により通知する。

(協力事業者の公開)

第9条 協議会は、協力事業者を選定した場合は、すみやかに協議会ホームページにて協力事業者の事業者名を公開する。

(承認取消)

第10条 協議会は、協力事業者を選定した者が、第2条の要件を満たさなくなった場合には、承認を取り消すことができるものとする。

2 協議会は、協力事業者を選定した者が、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であることが判明した場合には、承認を取り消すものとする。

(要領の変更)

第11条 協議会は、協力事業者もしくは第5条の申込者の事前承諾なく本要領を変更及び改訂することができるものとし、協力事業者もしくは第5条の申込者はこれに対する不承諾または不知を申し立てることはできないものとする。

(協議会の免責)

第12条 協議会は、協力事業者の募集選定に係る協力事業者及び第5条の申込者、並びに第三者の損害に関して一切の責任を負わないものとする。

(補足)

第13条 この要領に定めるもののほか、協力事業者の募集選定に必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要領は、平成29年10月2日から施行する。